

●香川県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、高松市選挙管理委員会から平成21年4月1日に指定を行った旨の報告があるので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することができる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成21年4月17日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
高松市	略	略	高松市	略	略
	高松市庵治やすらぎ会館	略		高松市庵治やすらぎ会館	略
	高松市庵治コミュニティセンター	高松市庵治町888番地1		高松市下笠居コミュニティセンター	略
	高松市下笠居コミュニティセンター	略		略	略
	略	略		高松市香川町浅野1号文化センター	略
	高松市香川町浅野1号文化センター	略		高松市香川町浅野2号文化センター	略
	高松市浅野コミュニティセンター	高松市香川町浅野826番地2		略	略
	高松市香川町浅野2号文化センター	略		略	略
	略	略		略	略
	略	略		略	略